

第五節 幕末期の海運

1 幕末期の上方・江戸間海運

株仲間の停止と 幕府の物価体系の破綻に端を発した天保十二年（一八四一）十二月の株仲間の停止は、当

九店仲間の結成 然江戸・上方間の商品流通を独占していた江戸十組問屋および大坂二十四組問屋にその

矛先が向けられた。したがってその傘下にある菱垣廻船問屋と樽廻船問屋も停止のやむなきにいたり、「菱垣・樽船積荷物の義、規定これあり候処、此度江戸問屋組合等差し止められ、諸品素人直売買勝手次第」たるべき旨が布達され、同時に従来の菱垣・樽両廻船の積荷仕法も撤廃されて、「菱垣・樽船積荷物の儀、是迄の規定にかかわらず、荷主・船主相対次第運送致すべきこと」となった。もちろん従来の廻船仲間や荷主仲間の申合せ・規約なども無効となり、ここに海運上の仕法・法規が根底から廃棄されることになった。

そして当然のことながら、菱垣廻船の特権を表示していた、いわゆる「菱垣」も付けなくなり、また菱垣廻船として雇船されていた紀州廻船の「天目印」も差し止められるにいたった。その意味では、少なくとも外見上は菱垣廻船か樽廻船かの区別はつかなくなったといえよう。

江戸積荷物の積荷と輸送に関して、従来のように荷主・問屋および廻船問屋の明確な業務内容が規定されなくなると、特に運賃積の場合、難破に際しての海損処分に当たる機関がなくなり、たちまち混乱におちいる危険があった。そこで天保十三年七月、とりあえず幕府は規約を定め、仕入荷物（注文荷物）でも見込み積（委託荷物）でも、船積荷主がすでに積送りについて通知を出してある場合は江戸・大坂の両損、全く送り先のない見込み積の場合は荷主の損失とし、難破船の現地調査については、従来通り遠江今切湊を境にして、江戸ないし大坂から出張することとした。しかし実際には、江戸の十組問屋なり大坂の二十四組江戸積問屋といった明確な荷主仲間機関がないため、その効力と適用については十分な効果をあげることができず、商品輸送業務は必ずしも円滑に運用されることがなかった。

ところが弘化三年（一八四六）に大風波によって難破船が続発すると、たちまちその海損処理についての紛糾が起こり、その解決の必要に迫られた。ここにいたり再び私的な仲間団体として、先の大坂二十四組問屋のうちの九店と、これに隸属する十三店の江戸積問屋仲間が結成された。この動きに対応して、江戸においても同じく九店仲間が組織されることになった。

九店仲間と九

店差配廻船

大坂の九店仲間とは、旧二十四組江戸積問屋仲間のうち綿・油・紙・木綿・薬種・砂糖・鉄・蠟・鯉節の九品の重積荷物を取り扱う問屋商人が連合したものである。したがって九

店以外の表店・瀬戸物店・塗物店・堀留店・明神講・乾物店・通町組・安永二番組・同三番組・同五番組・同六番組・同七番組・同九番組よりなる荒荷（雜貨）を取り扱う問屋商人が十三店と称し、九店仲間が付属することとなった。

このようにして九店といえは荒荷（雜貨）に対する意味をもち、その九店仲間が十三店仲間を自己の傘下において、二十四組問屋の廻送を一手に掌握したのである。大坂の九店仲間には一店に一名ずつ推薦された年行司が置かれ、この年行司のなから一名ずつ二カ月ごとの輪番で仲間の事務処理にあたった。これを九店世話番といった。

この大坂の九店仲間に対応して江戸にも九店仲間が設けられた。この江戸九店は糸・油紙・木綿・葉種・砂糖・鉄・蠟・鯉節・乾物の各問屋からなり、大坂の九店仲間と連絡して、いわゆる九店差配廻船をその専用船と定めたのである。

これら荷主に依頼されて運送業務にたずさわる九店廻船問屋は、大坂菱垣廻船問屋九軒（小堀屋新兵衛・日野屋利右衛門・大津屋源之助・大津屋権右衛門・富田屋儀助・富田屋吉五郎・桑名屋松治郎・顯屋大治郎・柏屋勘太郎）に大坂樽廻船問屋八軒（西田正十郎・吉田亀之助・毛馬屋五郎・小西新右衛門・柴田正治郎・木屋市藏・木屋市三郎・伊丹屋半兵衛）、西宮樽廻船問屋六軒（楯屋孫助・藤田なか・辰屋権藏・万屋幸太郎・枅屋さき・常念常太郎）があたった。

つまり九店仲間差配荷物は、もはや菱垣廻船問屋のみならず、樽廻船問屋もその荷物を引き受けられることができるようになったということになる。したがって樽廻船には、樽廻船問屋が取り扱う酒荷はもちろん、九店差配問屋の取り扱う荒荷をも積み入れることができた。しかし九店差配問屋は、たとえ樽廻船へ積み入れる場合であっても、酒荷の取扱いは禁止されていた。

また難破船の海損処分、すなわち荷打・浦証文・浦仕舞などの処理も、九店積合（荷主）仲間の世話番が担当した。つまり九店仲間とは従来の子組問屋の機能を引き継いだものであり、嘉永四年（一八五二）の株仲間

表 221 弘化4年(1847)九店差配廻船数

船籍地	廻船数	
大伝	25 <small>艘</small>	
西今	3	
鳴灘	1	
坂法	2	
宮津	2	
尾目	26	
内訳	田木	2
	影明	1
	石浦	19
	大井	3
紀伊	1	
比井	9	
大井	1	
戸	1	
合計	69	

(注) 但し1月より5月までの5ヵ月間。

資料: 弘化4年「船名前書帳」(『統海事史料叢書』5)

亀之助、西宮の藤田源七・常念屋常太郎・塩屋藤十郎となっていて、九店差配廻船を仕建てる廻船問屋も、多くは樽廻船問屋が中心となって稼働していたことがわかる。

さらにこの九店差配廻船六九艘のうち

再興後も、仮菱垣とか荒菱垣建と称して、樽廻船でも菱垣積荷物の運送を請け負ったのである。九店差配廻船 こうして弘化三年を契機に、九店仲間がこれまでの江戸十組問屋なり、大坂二十四組問屋の稼働状況に代わって、江戸積荷物に関する輸送を責任をもって請け負うことになった。次にこの時期の菱垣廻船の稼働状況をみるため、弘化四年の九店差配廻船の「船名前書帳」をとりあげてみよう。弘化四年一〜五月の五ヵ月間に九店仕建の延廻船数は一〇五艘(延往復回数)となり、これを船別に整理した実数は六九艘である。この六九艘の船籍を表示したのが、表221である。弘化四年に菱垣廻船に雇船された紀州廻船は比井浦の九艘のみで、他は大坂二五艘、灘目二六艘となり、灘目では御影が一九艘で圧倒的比率を占めている。この灘目二六艘に西宮・今津・鳴尾を加えると三一艘となり、結局九店差配廻船の主力は、大坂・灘目の廻船で占められていたことになる。

またその仕建廻船問屋は、本来の菱垣廻船問屋たる頭屋武右衛門・毛馬屋彦太郎・辰屋(日野屋)利右衛門・小堀屋新兵衛のほか、樽廻船問屋である大坂の小西新右衛門・柴屋又兵衛・西田正十郎・木屋市藏・吉田

で、上方・江戸間をこの五カ月間に二回以上往復した廻船(二四艘)を摘出して、船名・船主・船籍地・積石数・乗組人員・新造後の年数などを表示したのが、表22である。最高は四仕建をした御影村の嘉納治作所有の順風丸一六〇〇石積の廻船と、東明村柴屋又左衛門所有の四社丸一五〇〇石積の廻船となっている。また全体的には灘目の廻船の多いことはすでに指摘した通りであるが、積石数は優に一〇〇〇石を超えて一五〇〇石から一七〇〇石と大型化していること、その乗組人数も一六人が平均で、いずれも新造ないし新造後三、四年までの廻船が多く、せいぜい八、九年までであったことがわかる。さらにその仕建回数も年間になおして考えてみると、最高は八仕建(往復)ないしそれ以上で、平均でも五、六仕建になると思われる。

株仲間停止を契機に、従来の変垣・樽両廻船の積方仕法が崩れ始め、弘化三年の九店仲間の結成は、変垣積仲間を復活したものであったが、すでにその廻船の主力は酒造家所有の廻船に依存せざるを得ず、樽廻船問屋が変垣積荷物を九店差配廻船に積み込んで仕建てることが可能となった。これが樽廻船にとっての荒

新造後年	乗組人員	仕建月
2	16	1, 3, 4, 5
6	15	1, 2, 4, 5
4	16	1, 3, 5
8	16	1, 3, 5
3	13	1, 3, 5
5	16	2, 3, 5
3	16	1, 2, 4
4	16	2, 4, 5
9	16	1, 3, 5
		1, 2
4	16	1, 2, 3
新造	16	4, 5
2		2, 4
3	16	1, 2
		3, 5
新造	16	4, 5
3	16	4, 5
	15	2, 4
6	16	4, 5
	15	2, 4
		2, 4
4	16	2, 4
	16	2, 4
3	16	1, 3

第五節 幕末期の海運

表 222 九店差配廻船名と仕建回数(弘化4年1月～5月)

住 所	船 主	廻 船 問 屋	船 名	船 頭	積石数
撰津 御影	嘉納 治作	常念屋 常太郎	順風丸	作太郎	1,600
〃 東明	柴屋 又左衛門	柴屋 又兵衛	四社丸	弥八	1,500
大坂 北浜	池田屋 喜三郎	常念屋 常太郎	神宮丸	喜十郎	1,600
〃 中之島	中屋 三郎兵衛	藤田 源七	真力丸	秀十郎	1,550
〃 薩摩堀	西村屋 愛助	〃	大吉丸	達之助	1,200
撰津 御影	嘉納 治作	常念屋 常太郎	順吉丸	保太郎	1,500
〃 東明	柴屋 又左衛門	柴屋 又兵衛	大神丸	力藏	1,600
〃 御影	嘉納 甚吉	塩屋 藤十郎	嘉宝丸	秀太郎	1,600
〃 〃	沢田屋 重兵衛	毛馬屋 彦太郎	明宝丸	徳太郎	1,600
大坂 安治川	小西 新右衛門	小西 新右衛門	神通丸	市三郎	1,500
〃 今橋	松坂屋 新三郎	顕屋 武右衛門	大福丸	嘉十郎	1,600
〃 淡路町	錫屋 庄兵衛	西田 正十郎	寿通丸	半左衛門	1,700
〃 富島	小西 辰之助	辰屋 利右衛門	住久丸	富十郎	1,800
〃 〃	〃	〃	住寿丸	富藏	1,700
〃 〃	〃	吉田 亀之助	神栄丸	正太郎	1,500
〃 淡路町	西田 正十郎	西田 正十郎	明德丸	正十郎	1,700
〃 下福島	木屋 市十郎	木屋 市十郎	住福丸	庄九郎	1,600
〃 安治川	呉田屋 兵助	吉田 亀之助	宝曆丸	悦十郎	1,600
撰津 御影	嘉納 治八郎	西田 正十郎	嘉竜丸	半左衛門	1,600
〃 〃	西田 弥平治	吉田 亀之助	神力丸	正十郎	1,600
〃 〃	沢田屋 重兵衛	〃	定宮丸	徳太郎	
〃 〃	網屋 仁左衛門	辰屋 利右衛門	明力丸	市太郎	1,700
〃 青木	寺田市郎右衛門	常念屋 常太郎	開運丸	吉之助	1,500
紀伊 比井	平井 久右衛門	顕屋 武右衛門	大通丸	久五郎	1,500

資料: 弘化4年「船名前書帳」(『続海軍史料叢書』5)

荷任建とか仮菱垣任建といわれる廻船運営方法である。そして酒荷は積み込むことができなかつた九店差配問屋任建の場合も、船主が酒造家で荒荷不足のときには、三〇〇駄に限って酒荷を積み入れる例外規定が設けられることになった。長い間の菱垣・樽両廻船の積荷をめぐる海運競争のなかで、これが最後に到着した解決策であつたといえよう。

かくして九店差配廻船については、安政六年（一八五九）に四五艘の船株が設定され、九店仲間申合せとして、この四五艘に限って九店定世話差配廻船とすることを定めている。そして翌安政七年に、総船株四五艘を再度確認し、新造興行や船主譲渡のときの届出方式を定め、とくに積み方は諸荷物平等の積入仕法を順守し、船頭に対しても同様に撰積せんせきしてはならないことを規定している。さらに漸次廻船が大型化してくる傾向に対しては、今後新造や造替に際して、一八〇〇石積を限度とし、できるだけ廻船の大きさを揃えようという方針を注記している。いま安政末期における九店差配廻船四五艘のうち四〇艘の稼働廻船についてまとめたのが表233である。

株仲間再興 先の株仲間停止によって、樽廻船の側においても積荷をめぐる混乱の事態を招いた。弘化二
と樽廻船 年十二月に、江戸積酒造仲間たる撰泉十二郷の名で奉行所へ提出された嘆願書からその実情をみてみよう。

この段階ではすでに株仲間が停止されているため、従来の樽廻船問屋を「樽船荷請屋」と表現しているが、廻船仲間はこの荷請屋の指図を受けないで、「自儘の積方」をして適当に「撰積」しているため、それが積遅れや変酒の原因となつて、荷主たる酒造家の経営を圧迫している。そのため十二郷酒造仲間としては、こ

第五節 幕末期の海運

表 223 九店差配廻船一覽(1)

船名	積石数	新造年月	船主名		沖船頭	生 国	江 戸	戸 屋
小堀屋新兵衛定仕建 (大坂 菱垣)								
成光丸	1,700	嘉永4. 6	大坂折屋町	小堀屋庄左衛門	半左衛門	讃岐小豆島	銭屋	
寿光丸	1,800	〃 5. 11	〃	〃	市太郎	〃	〃	
稻荷新造	1,600	〃 4. 11	大坂安治川	近江屋伝兵衛	久治郎	安芸能美島	〃	
大星丸	1,900	安政4. 9	大坂安堂寺町	塩屋八右衛門	大三郎	讃岐小豆島	〃	
寿悦丸	1,900	〃 3. 9	大坂下福島	松屋宅兵衛	徳助	大坂安治川	〃	
海静丸	1,900	〃 4. 11	江戸本石町	大坂屋幾治郎	祖七郎	安芸能美島	〃	
日野屋利右衛門定仕建 (大坂 菱垣)								
住光丸	1,800	嘉永4. 5	大坂富島	小西辰之助	富五郎	讃岐小豆島	銭屋	
神護丸	1,800	〃 3. 9	大坂北浜	池田屋喜三郎	喜十郎	紀伊比井	〃	
神農丸	1,800	安政1. 9	大坂本鞆町	奈良屋佐兵衛	種十郎	播磨江島	〃	
金吉丸	1,900	〃 3. 11	大坂富島	小西辰之助	惣一郎	讃岐小豆島	〃	
住吉丸	1,900	〃 4. 8	〃	〃	新右衛門	加賀	〃	
釘店丸	1,900	嘉永6. 6	〃	〃	富之助	安芸因ノ島	〃	
大津屋源之助定仕建 (大坂 菱垣)								
住栄丸	1,800	嘉永6. 9	摂津青木	松田治左衛門	源太郎	讃岐小豆島	利倉屋	
神辰丸	1,900	安政3. 6	大坂高麗橋	播磨屋長三郎	鉄之助	安芸能美島	〃	
神徳丸	1,800	〃 4. 6	大坂天満	綿屋半兵衛	半六	備後鞆	銭屋	
大幸丸	1,600	〃 2. 6	大坂久宝寺	大津屋源之助	徳八	安芸因ノ島	利倉屋	
大津屋権右衛門定仕建 (大坂 菱垣)								
観晃丸	1,600	嘉永1. 5	摂津御影	嘉納治作	砂太郎	安芸因ノ島	利倉屋	
順風丸	1,600	安政2. 9	〃	材木屋清助	作太郎	〃	〃	
神恵丸	1,900	〃 4. 6	大坂天満	綿屋半兵衛	半十郎	摂津神戸	銭屋	
富田屋儀助定仕建 (大坂 菱垣)								
航栄丸	1,900	安政5. 4	摂津兵庫	淡路屋善右衛門	善太郎	淡路豊島	銭屋	
西田正十郎定仕建 (大坂 樽)								
明德丸	1,900	安政4. 5	大坂安治川	西田正十郎	正十郎	安芸因ノ島	利倉屋	
明通丸	1,700	弘化4. 6	摂津御影	西田弥平治	徳太郎	讃岐小豆島	〃	

表 223 九店差配廻船一覽(2)

船名	積石数	新造年月	船主名		沖船頭	生国	江門	戸屋
明旋丸	1,600	嘉永4.9	撰津御影	西田弥平治	徳十郎	安芸瀬戸	利倉屋	
九曜丸	1,900	安政4.9	大坂本町	金田屋重治郎	喜作	安芸倉橋	〃	
吉田龜之助定仕建(大坂 樽)								
喜宝丸	1,700	嘉永6.9	撰津御影	沢田屋重兵衛	芳太郎	讃岐小豆島	利倉屋	
神砂丸	1,600	安政1.5	江戸本町	伊勢屋清左衛門	悦太郎	安芸因ノ島	〃	
毛馬屋五郎定仕建(大坂 樽)								
明宝丸	1,600	弘化4.5	撰津御影	沢田屋重兵衛	徳太郎	讃岐小豆島	利倉屋	
万宝丸	1,900	安政3.11	大坂本町	金田屋重治郎	芳十郎	〃	〃	
神通丸	1,900	〃 4.6	大坂天満	綿屋半兵衛	半五郎	〃	〃	
小西新右衛門定仕建(大坂 樽)								
住吉丸	1,800	安政1.7	撰津大石	松屋甚右衛門	松太夫	備中下津井	利倉屋	
明曜丸	1,900	〃 4.11	大坂本町	金田屋重治郎	米太郎	讃岐小豆島	〃	
柴田正治郎定仕建(大坂 樽)								
四社丸	1,600	安政1.6	江戸本町	伊勢屋清左衛門	弥八	安芸因ノ島	利倉屋	
神力丸	1,900	〃 〃	撰津御影	伊勢屋七左衛門	悦藏	周防青野	〃	
木屋市藏定仕建(大坂 樽)								
住証丸	1,900	安政3.11	大坂平野町	堺屋庄之助	常五郎	伊豆中木	利倉屋	
塩屋藤十郎定仕建(西宮 樽)								
嘉宝丸	1,600	安政2.9	撰津御影	嘉納甚吉	秀太郎	撰津御影	利倉屋	
嘉政丸	1,700	嘉永5.6	〃	〃	秀八郎	〃	〃	
藤田伊三郎定仕建(西宮 樽)								
住砂丸	1,700	安政1.8	大坂富島	藤田伊三郎	吉藏	紀伊比井	利倉屋	
和光丸	1,900	〃 3.9	大坂安治川	枅屋平四郎	市藏	撰津神戸	銭屋	
辰屋仙助定仕建(西宮 樽)								
辰幸丸	1,600	嘉永5.9	大坂安治川	辰屋仙助	与六	安芸銭屋	屋	
辰福丸	1,900	安政3.9	大坂今橋	松坂屋新三郎	与市	紀伊あたの	利倉屋	

資料:「九店差配廻船明覧」(『海事史料叢書』2)

れまで通りに廻船は必ず荷請屋へ付船して、荷請屋の手で「平順の積方」を実施しようというわけである。株仲間間の停止によって、積荷仕法に混乱をきたしている様子が露呈されている。

ついで株仲間再興後の嘉永六年（一八五三）、摂泉十二郷の酒造仲間が評議のうえ、改めて大坂・西宮両積問屋との間で、次の諸点を確認している。

(1) 菱垣廻船同様に荒荷を引き受けて、江戸積を行う樽廻船には、酒・味噌は積み込まない、(2) 荷支えのため臨時に雇船をするときには、船籍・船名・船齡等を積所極印元に届け出て検査を受け、許可されたならば船頭・船宿・問屋連印の一札を出し、万一不正の事が露頭すれば、損害は連名の者で弁償する、(3) 大坂のほか他国より増船しようとするときには、樽廻船問屋中立会いのうえで見分し、極印元に届け出て、その検査に合格して極印板を受け取ったあと、さらに積所大行司に申し出てその披露を行い、そのうえで船付をする、(4) 運賃の決定は、その年の船数名前帳（樽廻船名前帳）を提出したうえで、これを協議し、一度決めた運賃以外は一切増運賃を払ってはならない。

このようにして十二郷酒造仲間では樽廻船を掌握し、酒荷をめぐる樽・菱垣両廻船の積荷区分を明確にしたうえで、樽廻船として仕建てる廻船については積所極印元で吟味した。こうして毎年樽廻船については十分な点検のうえで「樽廻船名前帳」が提出され、その年に稼働する樽廻船が公開されたのである。

幕末期の「樽廻船名前帳」は、現在嘉永四年・文久元年（一八六一）・同二年・元治元年（一八六四）の五冊が残されており、これを樽廻船問屋別に表示したが、表24で

ある。「樽廻船名前帳」には仕建問屋別に、船主・船名・沖船頭名、場合によっては船印も明記されている。

占めている。兵庫は七艘から二艘で、例えば文久二年の七艘は、
 栄丸と明宝丸、日向屋善右衛門の正吉丸、瓜屋彦兵衛の神栄丸、
 徳丸であった。鍛冶屋善兵衛の住力丸、和泉屋弥兵衛の万

表 224 樽廻船問屋差配の樽廻船数 (単位: 艘)

廻船問屋名		嘉永4年 (1851)	文久1年 (1861)	文久2年 (1862)	元治1年 (1864)	慶応3年 (1867)
大坂	吉田亀之助	8	9	8	8	7
	毛馬屋五郎	5	11	8	8	8
	木屋市藏	5	4	6	7	3
	小西新右衛門	3	10	8	5	2
	西田正十郎	6	10	12	9	7
	柴屋又兵衛	14	9	9	10	5
小計		41	53	51	47	32
西宮	辰屋権藏	7	7	9	6	5
	常念恒太郎	5				
	藤田なか	9	11	15	14	9
	枘屋仙太郎	4	14	11	14	7
	万屋栄藏	10				
	塩屋平兵衛	4	1	1	1	
小計		39	33	36	35	21
合計		80	86	87	82	53

資料: 「魚崎酒造組合文書」

当時樽廻船問屋は、大坂に六軒(もととは八株であったが、この時期二株は空株)、西宮に六軒であったが、これら樽廻船問屋は、いずれも弘化期以降には荒荷仕建としての九店差配廻船の仕建問屋をも兼ねていたが、ここでは樽廻船問屋として付船されている樽廻船を対象としたものであることに留意しよう。

次に同じ樽廻船名前帳を船主・船籍地別に表示したのが、表225である。その船主・船籍地は灘酒造地に集中し、嘉永四年の場合でも全八〇艘のうち、灘目の四七艘を筆頭に、西宮・鳴尾・今津の各五艘を加えると合計六二艘となり、全体の実に七八%を

第五節 幕末期の海運

灘目のうちとくに注目されるのは御影村で、二四艘から一八艘を占めている。ここは江戸積酒造地としても上灘中組の中心をなし、廻船については、嘉納同族のなかでも嘉納治作・同治郎作・同作之助・同弥兵衛の名義となっている。

そのほかでは大坂・伝法・池田・伊丹などがあげられるが、いずれも摂泉十二郷に属し、その船主は同時にほとんどが江戸積酒造家でもあった。また摂津以外では紀伊比井浦、伊豆下田、遠江掛塚の他国廻船もみられるが、いずれも次第に樽廻船から消えてゆくのである。

なお個別的に文久二年の樽廻船八七艘の内訳を、仕建廻船間屋別に一覧したのが、表226である。

表 225 船主船籍地別樽廻船数 (単位: 艘)

船主船籍地	嘉永4年 (1851)	文久1年 (1861)	文久2年 (1862)	元治1年 (1864)	慶応3年 (1867)	
鳴	5	4	4	5	4	
今	5	4	3	3	3	
西	5	11	17	18	7	
灘	47	37	33	35	27	
内	魚崎 御影 石屋 東明 大神戸 その他	3	2	4	2	
		24	19	18	20	18
		2	2	1	1	1
		6				
		9	5	4	6	4
兵	尼	4	5	5	2	1
		2	3	3	2	1
大	伝	2	5	7	4	4
		2				
池	伊	9	13	12	9	4
		1	7	7	7	3
伊	紀	1		2	1	
		1	2	1		
遠	江	1				
		2				
不	明	1		1		
						1
合 計	80	86	87	82	53	

資料: 『統海事史料叢書』2

住神丸	常	八	小	沢	屋	兵	藏	神	戸	万	吉	太	和	泉	屋	弥	兵	衛	兵	庫							
住社丸	吉	五	岸	田	屋	仁	兵	伝	法	徳	利	八	千	足	利	作	衛	衛	今	津							
田村丸	喜	太	田	村	又	兵	衛	〃	〃	宝	秀	兵	松	屋	五	郎	兵	衛	神	戸							
住吉丸	松	太	松	屋	亦	左	衛	大	石	御	松	五	伊	勢	屋	嘉	右	衛	門	影							
吉豊丸	為	藏	堺	屋	庄	之	助	大	坂	金	徳	十	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃							
小西新右衛門仕建										寿通丸	徳	之	助	鍵	屋	与	助	〃	〃								
弁財丸	伊	兵	衛	松	屋	甚	右	衛	門	大	石	柴田正治郎仕建															
住星丸	善	之	助	岸	田	屋	仁	兵	衛	大	伝	法	神	宝	丸	秀	藏	赤	穂	屋	要	助	魚	崎			
神祐丸	市	三	郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	住	徳	丸	市	右	衛	門	嘉	納	作	之	助	魚	崎	
住宝丸	弥	三	郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	住	徳	丸	市	右	衛	門	嘉	納	作	之	助	魚	崎	
神力丸	秀	之	助	角	屋	宗	五	郎	新	在	家	住	徳	丸	市	右	衛	門	嘉	納	作	之	助	魚	崎		
住力丸	徳	松	三	郎	鍛	冶	屋	善	兵	衛	門	大	定	宮	丸	市	太	郎	井	上	仁	兵	衛	門	魚	崎	
大栄丸	松	三	郎	長	部	文	次	郎	新	在	家	住	沢	丸	常	八	造	小	沢	屋	善	太	郎	魚	崎		
天王丸	悦	五	郎	小	西	新	右	衛	門	大	石	辰	吉	丸	亀	造	辰	吉	左	衛	門	善	太	郎	魚	崎	
西田正十郎仕建										明宝丸	善	悦	吉	淡	屋	善	右	衛	門	兵	庫	戸	坂				
栄竜丸	松	兵	衛	丸	屋	新	兵	衛	門	大	石	和	神	丸	善	悦	吉	淡	屋	善	右	衛	門	兵	庫	戸	坂
嘉福丸	増	十	郎	嘉	納	〃	〃	〃	〃	〃	〃	住	悦	丸	正	造	柴	田	正	治	郎	大	〃	〃	〃	〃	〃
嘉悦丸	米	十	郎	大	和	屋	徳	藏	〃	〃	〃	神	吉	丸	愛	造	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
加吉丸	権	次	郎	大	和	屋	徳	藏	〃	〃	〃	資料： 柚木 学『近世海運史の研究』															

樽廻船の発展 　　ひるがえって考えてみ
と海上輸送力 　　るに、灘酒造業の台頭
期にあたる明和・安永期（一八世紀後半）
には、樽廻船の船主は大坂・伝法・西宮・
今津・御影・大石・二ツ茶屋・神戸・兵
庫の大型廻船の船持ちであり、このほか
紀伊の比井浦・日高浦の廻船を付船して
いた。それが発展期の文化・文政期（一
九世紀初頭）には、樽廻船仲間が地域ごと
に結成されるが、それぞれ大坂樽廻船中・
伝法樽廻船中・灘目樽廻船中・日高樽廻
船中・比井樽廻船中からなっており、大
坂および西宮の樽廻船問屋の差配のもと
に運営されていた。それが天保期（一八
三〇～四四）に入ると、紀州廻船は紀州藩
の働きかけもあって、全面的に菱垣廻船
仕建に移っていったのを契機に、それ以

表 226 文久2年(1862)の樽廻船一覧

西宮樽廻船問屋仕建				加明丸	保太郎	嘉納次作	御影
船名	船頭	船主	船籍地	稲荷新造	若松	枅屋吉次郎	西宮
辰屋権藏仕建				嘉吉丸	富三郎	〃	〃
辰丸	半兵衛	辰屋 半右衛門	鳴尾	伊勢丸	徳八	〃	〃
寿栄丸	保太郎	〃	〃	稲神丸	為次郎	〃	〃
安全丸	与右衛門	辰屋 与左衛門	〃	稲荷丸	百松	〃	〃
辰悦丸	亀之助	辰屋 吉左衛門	西宮	増富丸	喜十郎	〃	〃
明宝丸	徳太郎	材木屋孫一郎	御影	徳栄丸	久右衛門	〃	〃
寿徳丸	泰六	炭屋重兵衛	神戸	塩屋孫助仕建			
豊吉丸	保吉	車屋勢三郎	神戸	嘉生丸	早太郎	材木屋孫七	御影
神吉丸	栄藏	山田屋治助	兵庫	大坂樽廻船問屋仕建			
住吉丸	徳五郎	辰屋 権藏	西宮	吉田亀之助仕建			
藤田伊兵衛仕建				神力丸	正十郎	西田弥平次	御影
三社丸	権八郎	千足利作	今津	神栄丸	正太郎	若林茂左衛門	石屋
観妙丸	利十郎	問屋惣右衛門	池田	永栄丸	万藏	沢田屋重右衛門	御影
観心丸	利一郎	〃	〃	利涉丸	保次郎	嘉納屋 治郎作	〃
辰栄丸	半六	辰屋 与左衛門	鳴尾	航栄丸	善太郎	淡路屋善右衛門	兵庫
妙法丸	常吉	八馬喜兵衛	西宮	宝積丸	善十郎	吉田亀之助	大坂
光吉丸	金吉	〃	〃	住徳丸	彦十郎	〃	〃
伊豊丸	弥平	四井増三郎	〃	天祐丸	久太夫	〃	〃
嘉悦丸	一二郎	四井信助	〃	毛馬屋五郎仕建			
伊勢丸	保造	油屋金兵衛	御影	神栄丸	亀之助	瓜屋彦兵衛	兵庫
三運丸	勢十郎	〃	〃	喜悦丸	福太郎	辰屋吉左衛門	西宮
安政丸	常助	若林与兵衛	稗田	正旋丸	彦十郎	毛馬屋彦太郎	大坂
明豊丸	忠兵衛	藤田伊三郎	大坂	住宝丸	秀十郎	木屋藤九郎	大石
好日丸	伊右衛門	〃	〃	明栄丸	万助	灘屋七郎兵衛	青木
円通丸	権之助	藤田伊兵衛	西宮	神随丸	繁藏	岸田屋平次郎	伝法
住栄丸	勝六	〃	〃	正吉丸	常六	日向屋善右衛門	兵庫
枅屋吉次郎仕建				神旋丸	市次郎	毛馬屋五郎	大坂
利吉丸	権九郎	大和屋徳藏	御影	木屋市藏仕建			
金光丸	重太郎	大和屋万右衛門	〃	住政丸	格藏	大和田屋三千太郎	伊丹
住吉丸	富五郎	灘屋清太夫	〃				

後は灘酒造家自身で積極的に樽廻船を新造し、手船をもって樽廻船の補強に努めてきた。嘉永四年から幕末にかけて、樽廻船八〇艘のうち、灘酒造家でその八〇%を所有するにいたるのである。

それに対し、九店差配廻船は文久二年に船株四五艘と固定され、往時の菱垣廻船一六〇艘に比べればはるかに少なく、その低落ぶりがうかがえる。これを樽廻船が側面から補強していったことは前述の通りである。しかし樽廻船にしろ、菱垣廻船にしろ、幕末期ともなれば、廻船の大型化と仕建回数数の頻繁化に伴い、交通輸送力と商品積載能力の点では、それ以前とは比較にならないほどの輸送生産性の向上がはかられた点に注目しなければならない。つまりこの時期の大型廻船は一〇〇〇石をはるかに超え、平均一六〇〇石積前後、最大は一八〇〇石積もあり、廻船の大型化は一般化する傾向にあった。この程度になれば積載し得る酒樽は三〇〇〇樽にも達し、かりに一艘で酒樽のみを積荷とし、一年に五往復するとすれば（実際には樽仕建以外に、荒荷仕建や御城米・廻米仕建もしていたが）一艘で延べ一萬樽を輸送することができる。これが八〇艘あれば約八〇萬樽の輸送力をもつことになる。事実安政四年の江戸入津樽数は七九萬樽であつて、ほぼ廻船数に適した入津樽数であつたことがわかる。

兵庫津の江戸積問 大坂二十四組江戸積問屋仲間が動揺し、菱垣廻船問屋株が空株となる幕末期に、兵庫津屋株取立て申請 にもその江戸積株を新規に取り立てられるよう要請する動きがみられた。慶応三年三月

のことで、兵庫津名主安田惣兵衛・藤田善右衛門・北風荘右衛門と、惣代大橋克輔・石原嘉左衛門・榎並直五郎の六名が、大坂二十四組行司に対し出願したのがそれである。

その理由は、兵庫津が西国街道の宿駅所であり、諸役人の休泊御用宿ならびに人馬継立役をも動めてきて

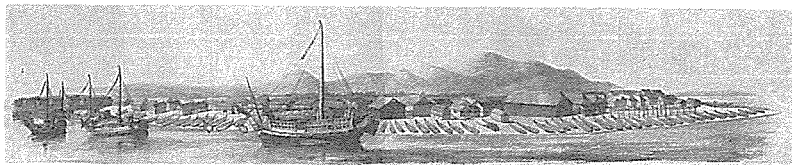


写真 168 兵庫津風景 (シーボルト『日本』)

いるが、最近はとくに人馬の継立て業務が増加し、加えて大名役人の往来も激しく、御用宿・人馬継立て・役船御用などまで増加している。そのうえに最近は江戸・大坂からの御用荷物も兵庫津が積み替え場所になっていて、何かにつけて臨時御用の出費もかさんできているために難渋している。そこで新規に大坂表と同様兵庫津においても諸荷物江戸積仲間株が認められれば、その株を商人に貸し付けて株料をとり、仕送り荷物口銭のなかから相応の歩合銀を徴収して、臨時御用入費の備えにしたい。さらに兵庫津で江戸積諸荷物を取り扱うようになれば、瀬取費用やそのほかの手数料・諸掛りものが節約でき、元付値段も下落するので、公儀の物価引下げ取締りの趣旨にも合致し、御府内への廻着荷物も増加するというのである。

この兵庫津の要望に対して、大坂二十四組江戸積問屋はもちろん反対した。その理由は、兵庫津はもともと地元で物を生産するところではなく、多くは他地方の商品を仕込んで来なくてはならない場所柄である、なかでも西国筋から廻着する諸荷物を主として引き受け、それを御府内はじめ諸国へ廻送するといった仲継商売をしているので、兵庫津において江戸積株が免許されては、たちまち商品のせり合いと値引き競争が激しくなると、大坂への廻着商品が減少し、二十四組問屋一同が差し支え難渋するのは明らかである、それに江戸廻送を業務とする荷請問屋や諸商人ならびに下職運送人馬や川内上荷・茶船そのほか小前の者、日稼ぎの者にいたるまで、一同渡世に差し

障り、つまるところ「土地一体の衰微」におちいることは必至であるといふのである。

近世を通じて、大坂が蔵米市場、藏物市場として存在したのに対し、兵庫津は民間商人の取り扱う納屋物を第一に取引商売してきているところをみて、兵庫津は同じ大坂湾内の港町としての立地条件にありながら、たえず大坂の間屋仲間の牽制、およびその商圏の枠から開放されることはなかった。菱垣廻船問屋は大坂、樽廻船問屋は大坂と西宮に公認されても、ついに兵庫津においてその廻船仕建での「積所の特権」を認められることはなかったのである。そして近世最後の慶応三年の兵庫津における江戸積問屋株取立ての要求も、ついに大坂問屋商人の前に空しく挫折してしまつたといえよう。

2 樽廻船経営の実態

買積船と 海運経営という視点から近世海運をみた場合、他の一般諸産業と同じように、自己運送から他

買積船 人運送への発展形態が考えられる。自己運送形態とは自己の船舶でもって積荷の売買を行う買

積船をさし、他人運送とは荷主から依頼されて運賃をとって積荷の輸送業務に従事する買積船のことである。前者の代表的な例が北前船であり、後者が菱垣廻船・樽廻船に典型的にみとめられる(図57)。

近世において運賃積を主とした海運業が成立してゆくためには、遠隔地間商業取引において、商品輸送業務・商品保管業務と商品売買業務が機能的に分化し、取引が荷主と積問屋・荷受問屋の間で決済される仕組みが必要で、海上輸送はこの商業取引に付随して、安定的にその機能を果たせるものでなければならぬ。

第五節 幕末期の海運

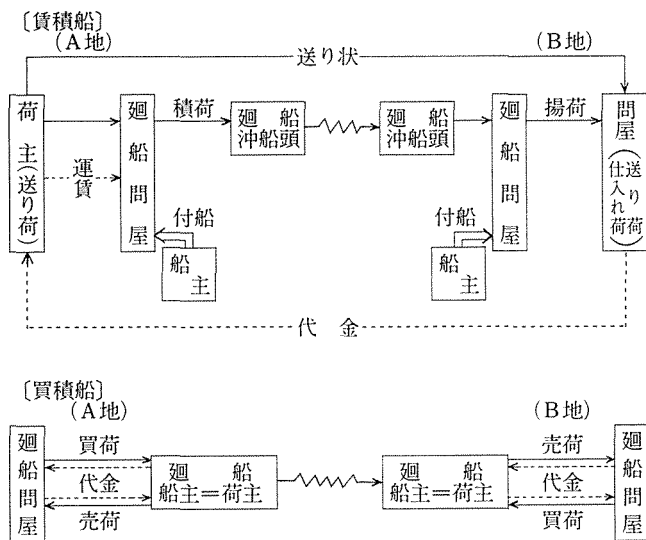


図 57 商品輸送と取引形態(賃積船と買積船)

事実前述の元禄七年（二六九四）における江戸十組問屋の成立も、上方・江戸間の商人荷物を運搬する廻船業者の横暴に対して、荷主仲間たる江戸問屋仲間が積極的に海上輸送の掌握に乗り出していったもので、それ自体元禄期の問屋商人の成長を物語るものであると同時に、菱垣廻船問屋による菱垣廻船の運営を十組問屋

で掌握し、安定化を図ろうとするものであったともいえる。

さらに運賃積が成立する条件として、海損の処理が商人間で、または問屋間で決済される仕組みのできあがっていることが必要である。特に菱垣廻船にみられるように種々雑多な商品が混載されている場合はなおさらである。この点では、菱垣廻船が江戸問屋の仕入れ荷物（注文荷物）、樽廻船が上方酒造家の送り荷物（委託荷物）という違いはあるにせよ、いずれも江戸十組問屋もしくは江戸積撰泉十二郷酒造仲間と廻船問屋との間での海難処理をめぐる規定が法制化されていたことがあげられる。

ところが後に述べる買積船としての北前船の場

合は、商業取引機能と運送機能とが未分化の状態にあり、遠隔地間の価格差に基づいて商業利潤が取得される仕組みになっていた。そのため船主自らが船に乗る直乗り船頭にして、船主が別に船頭を雇う沖船頭（この場合船主が船頭に託して積荷購入資金を融通する）にして、積荷の売買一切の業務はこの船頭が取り仕切った。したがって買積船の特徴は、自己運送形態にあり、安く買って高く売るといふ一般商品取引が中心であって、運送業務はこの売買取引に付随したものにすぎなかった。それ故にたとえ海難事故にあっても、それは荷主でもある船主の「船損、荷損」の単独海損となる。

賃積船と 廻船加入

運賃積を主体とする菱垣廻船や樽廻船の場合は、廻船を所有する船主は自己の一存で廻船を仕建てることはできず、その廻船は必ず仕建問屋としての業務を専業とする廻船問屋へ付船しなければならなかった。つまり船主は積荷の集荷から船付、仕建業務にいたるまでを、すべて廻船問屋に委託し、これら一切の廻船運営の業務はこの廻船問屋が取り仕切っていた。しかし海難事故による損害は結局荷主が負担しなければならなかったし、荷主側からも安定した海上輸送を確保する方策が採られた。

このように荷主側で海上輸送に責任を負い、その輸送体制を強化してゆく方法として次の二つの形態があった。第一は、荷主たとえば酒荷の場合なら酒造家自身が手船を持って船主となり、その廻船を樽廻船仕建として廻船問屋に付船してゆく形態で、いわば荷主の直接的支配形態である。荷主としての酒造家が、その蓄積利潤のなかからあえて銀八〇貫目から一〇〇貫目を投じ、廻船を新造・購入するのも、江戸積を本命とする下り酒の場合は、特に輸送部門の強化が生産部門と並んで重要な投資対象であったからであろう。

第二は、廻船の建造費や廻船仕建の資金の一部を荷主同士で共同出資して負担する方法である。これが廻

船加入とよばれるもので、「加入」とは単なる参加ではなくて、資本参加することを意味していた。したがって廻船加入することで、たとえば荷主が酒造家の場合、共同して樽廻船を新造し、同業者の必要とする樽廻船に資金援助し、あわせて酒荷輸送のために確実な船腹を確保してゆこうとするもので、酒造家側からみると、先の樽廻船の直接的支配形態に対し、これは間接的な支配形態ないし加入形態とよぶことができよう。

このような荷主による廻船支配の形態は、樽廻船に限ったものではなく、菱垣廻船の場合でも、江戸十組問屋仲間の「荷主共手船定雇」とか「十組問屋共有船」の形をとって、江戸問屋商人が廻船支配に積極的に参加した。それも海損を荷主側が一方的に負担しなければならないという、当時の運賃積の実情では、当然取られるべき措置であった。

廻船加入 さて廻船加入にも、①徳用配分型と②年賦償還型の二類型があった。これを廻船加入証文による二類型 として例示してみよう(図58・59)。

①徳用配分型は、次の点に特徴がみられる。(1)加入歩方銀に対して、毎年徳用銀をその加入歩方に応じて配当割賦する、(2)もし買積のときには、定運賃をもって勘定する、(3)作事(修理修復・船具類の購入のときには、加入歩方に応じて出銀するの三点が基本骨子となっているが、さらに(4)加入銀の返済を請求したときには、その時の廻船の時価に応じて受け取る、(5)損銀のときにはその損銀額を加入歩方に応じて負担する、(6)船主が勝手に廻船を売却したり質物に差し入れたりはならない、などを取り決めた証文もある。

また②年賦償還型については、(1)加入歩方銀は年五朱(五%)の利息で一〇カ年賦返済とする、(2)その一カ

廻船加入証文之事

一千七百石積

嘉悦丸一六郎乗
但し惣乗出し儘

代銀百六拾五貫目也

右は手船嘉悦丸へ銀壹貫目御加入被成下、慥ニ請取申候所実正也、然ル上は年五朱之利足相立、拾ヶ年分合貳百七拾五匁、元利合老メ貳百七拾五匁也、此銀亥年より申年迄拾ヶ年賦返済ニ相立、老ヶ年ニ銀百貳拾七匁五分宛毎年積限運賃ニて御差引可被成下候、御手酒積方之儀は何程荷糶ニても、貳拾太ツ、無相違積入可申候、尤為登作事年は引方御見送り可被下候、勿論海上之儀は可為御法候、為後日之廻船加入証文仍て如件
文久貳年戌十月

船主

四井屋信助 印

問屋

藤田屋伊兵衛 印

守屋新兵衛殿

図 58 廻船加入証文（徳用配分型）

年の返済額は、毎年運賃銀をもって差し引き決済する、(3)手酒の積方について、いかほど荷せりであっても「定積」として一仕建に二〇駄ずつは積み入れる、の三点を骨子とするが、他に(4)作事の年には返済を見送るとしているものもある。

廻船加入証文のもっとも古いものは、享保十九（一七三四）年に、西宮の座古屋万三郎船（九五〇石積の相生丸）の新造代銀二五貫目に對し、伊丹酒造家の紙屋八左衛門が一步（一〇%）加入した証文が残っている。これは前掲の類型でいえば、①徳用配分型であるが、大体において天保期以前まではこの形態が支配的であったと考えられる。それが②年賦償還型の廻船加入に移ってゆくのは幕末期で、特に安政期以降に顕著になっている。

この点について、安政五年（一八五八）一月の

廻船加入証文之事

一千三百石積 新艘廻船老艘

但し諸道具一式乗出し

代金四拾八貫目也

右之廻船へ貴殿より式厘五毛御加入被下候、此度銀子老貫式百匁儘請取申処実正也、則加入帳面ニ相記置候、然ル上は年々勘定仕、徳用銀加入ニ応じ無相違割符可仕候、相互買積いたし候ハ、定運賃ヲ以勘定可致候、尤も作事諸道具仕入等之儀ハ其節相断、是又加入ニ応し出銀可被下候、為後日之加入証文仍て如件

文化五年辰十一月

嘉納治兵衛殿	船預り主 末広丸 運 平 印	証人問屋 小西屋忠兵衛 印
--------	-------------------	---------------

図 59 廻船加入証文(年賦償還型)

「新酒番船積方申合書」によると、一艘の積荷高を一一〇駄として、そのうち八〇〇駄は撰泉十二郷の各郷平等の積方の原則に基づいて割り付けるが、残り三〇〇駄はとくに手船を樽廻船として付船している船主や、廻船加入している荷主に、優先的に割り付けることを申し合わせている。これは前掲②年賦償還型の場合でも、仕建ごとに二〇駄の「定積」を認めているのに対応するものであろう。これからみると、天保十二年(一八四二)の株仲間停止を契機に両廻船の積荷区分がなくなり、加えて菱垣廻船の没落による廻船総数の減少という幕末期の海運事情を背景に、荷ぜり現象がはげしくなってきた。一方で、廻船加入形態も、それまでの単なる共同出資型の①徳用配分型から、むしろ一仕建ごとの「定積」を保証する②年賦償還型に移っていったものと考えられる。

樽廻船経営

樽廻船経営を考へるために、まずその輸送と取引の流れを整理してみよう。荷主からの積荷

と帳簿組織

を集めて廻船仕建業務を行うのが、大坂伝法八軒・西宮六軒の樽廻船問屋である。積問屋と

か仕建問屋ともいわれた。集めた荷を手船もしくは船主から付けられた付船に積む。その時積荷は摂泉十二郷での各郷平等の積方の原則をはじめとする申合せなどに従わなければならない。そして荷主より運賃を徴収する。

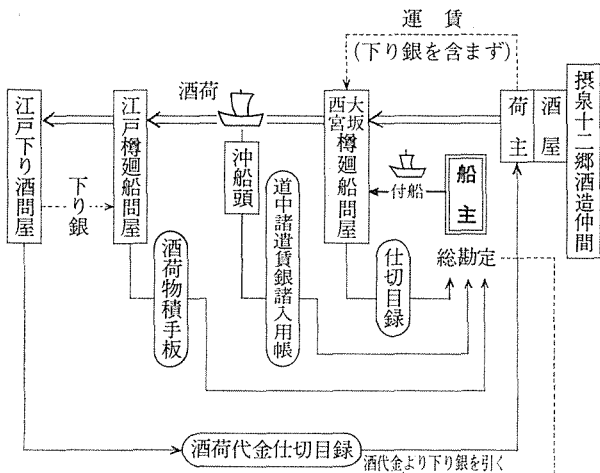
無事江戸へ到着した積荷は、品川沖から瀬取船で新川下り酒問屋の蔵に納められたが、その瀬取と水揚の業務を請け負ったのが江戸樽廻船問屋三軒で、樽廻船問屋は上方・江戸間での十分な連繫のもとに運営されていた。

下り酒問屋は、この到着した荷を販売して代金を荷主に送る。

このようにして、下り酒の流通機構は、酒造家としての荷主とその酒荷を販売する酒問屋との間に、廻船仕建の権利を有する廻船問屋が上方と江戸とに介在して輸送業務に従事する形で成立していた。したがって、たとえ荷主としての酒造家が船主として樽廻船を所有していたとしても、その手船に手酒を積み込んで勝手に出帆することは許されず、廻船は必ず廻船問屋へ付船しなければならなかった。それでいて樽廻船全体の運営や積荷たる酒荷運賃は、この荷主連合としての摂泉十二郷酒造家仲間の規制のもとにおかれていた。

このような廻船積荷仕法や廻船仕建定法が仲間法規として確立してくるのが宝曆から明和・安永期にかけてであり、これら仲間法規の確立を前提に、運賃積仕法も定着してゆくのである。

このように船主と荷主と廻船問屋と酒問屋が、それぞれ機能的に分化し、しかも仲間仕法として一貫性を



船主 総勘定帳(収支計算表)

収 入(A)	支 出(B)
仕切目録 (運賃)	道中諸遺貨銀諸入用
酒荷積手板 尻余剰金	酒荷積手板 尻不足金 (修復・作事費)
(A) - (B) = 徳用銀(利益)	

図 60 樽廻船経営の実態と帳簿組織

もってくるところに、買積船とは異なる運賃積の廻船経営の特色がみられた。

こうした樽廻船経営の実態を史料にそくして整理し、図示したのが図60である。樽廻船の経営主体は船主であり、廻船経営の収支計算は、船主のもとで「惣勘定帳」によってなされる。その内容の主なものは、廻

船問屋を通じて入ってくる運賃収入、廻船の運航に必要な諸経費、送付先での回送その他に要する費用にかかわる「下り銀」の過不足尻、さらには廻船の修理費などである。これらを実態に即してみよう。

まず廻船の運営という面では廻船問屋に権限としてその業務が任されていた。そこで廻船問屋はまず依頼された積荷の運賃を荷主から徴収する。

この運賃は一部江戸での流通費にあてる「下り銀」(一〇駄につき

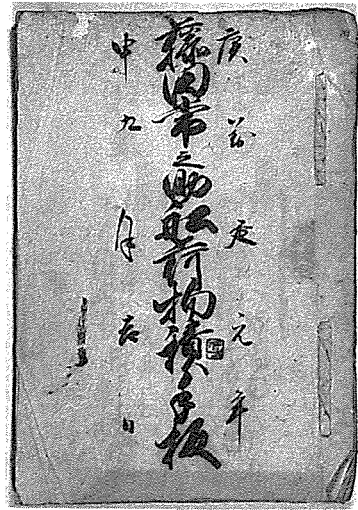


写真 169 「藤田常之助船荷物積手板」(表紙)

銀一〇匁を差し引いたものである。このなかから、廻船問屋自身の手数料としての問屋口銭と小廻し賃などが差し引かれて船主に手渡された。この収支明細書が「仕切状」で、一年間の決済をしたのが「仕切目録」である。

なお問屋口銭は安永四年(一七七五)には酒荷一〇駄につき銀二匁と規定されていたが、のち銀三匁八分に引き上げられている。樽廻船一艘の積荷高一五〇〇駄とすれば、問屋口銭は五七〇匁で、これが樽廻船問屋の収入となる。

「道中諸遣帳」は上方から江戸までの海上輸送途上に要した費用で、実際には沖船頭が記帳し、それに水主賃銀なども加えたものが「道中諸遣賃銀諸入用帳」で、もちろん船主が惣勘定帳のなかで決済する。道中遣いの主なものは、船頭・水主などの乗組員の食費と寄港地での宿賃、付船の祝儀、神社への初穂料などである。

「船荷物積手板」は、廻船問屋が酒荷の銘柄、荷主とその送り先(酒問屋、駄数、下り銀を明記して船頭に託す積手板(一種の船荷証券)である。これを受け取った江戸の樽廻船問屋ではこれを点検したうえで、酒荷を酒問屋へ蔵入れする。それと同時に廻船問屋は酒問屋より「下り銀」を受け取り、これは蔵前改めなどの費用にあてられた。具体的には樽代(樽を取りかえる)、樽痛み、問屋口銭(江戸樽廻船問屋の口銭で、一〇駄につき銀一匁)、取次料(一〇駄につき銀一分)などである。これらの諸費用が問屋より受け取る下り銀より多いとき

には、一応沖船頭が立て替えて、帰国後に船主より受け取った。このように船頭支払超過のときには、船主の惣勘定帳では「江戸手板尻不足」として支出項目に、船頭の手元に残金があれば「江戸手板尻受取」として収入項目に記載された。

以上をまとめると、船主は廻船問屋より受け取る「仕切目録」と、沖船頭よりの「道中諸遣賃銀諸入用帳」、それに江戸樽廻船問屋が沖船頭に託して手渡される「船荷物積手板」によって、一仕建ごとの収支計算がなされ、徳用銀(利益)が算出される仕組みになっていた。船主は一カ年とか二、三年分をまとめて、徳用銀を集計し、そこから廻船小道具購入費や修繕・諸入用などの雑費を差し引いて、当該期間の正味徳用銀を算定する。この正味徳用銀が船主の純利益であるが、もし廻船加入契約があれば、この中から加入歩方に応じて利益が配分された。

本嘉納家の持船

と船頭・水主

御影村の有力江戸積酒造家である嘉納一統のうち、本嘉納家にあたる嘉納治郎右衛門は、天保年間には一〇歳の酒造蔵をもって酒造経営を行うと同時に、廻船をも所有し、樽廻船経営への進出にも目覚ましいものがあつた。

ただその場合、本家治郎右衛門は経営主体を専ら酒造部門におき、輸送部門はその分家筋にあたる嘉納治作などの名義で廻船を所有し、海運業にも活躍していた。たとえば嘉永四年(一八五二)の「樽廻船名前帳」によれば、樽廻船八〇艘のうち、嘉納治作持船は住徳丸、嘉明丸、徹光丸、嘉納丸の四艘、嘉納甚吉持船として、嘉順丸、嘉正丸の二艘、嘉納弥兵衛持船としては嘉通丸、弁才丸の二艘が樽廻船稼働船として登録されている。

表 227 嘉納治作船の乗組員とその出身地

役名	氏名	年齢	出身地
頭取	安藏	46	安芸因島三ツ庄村
船楫	直兵衛	43	安芸因島椋浦
主水	竹次郎	28	安芸因島三ツ庄村
〃	伊兵衛	28	〃
〃	音藏	26	〃
〃	定吉	26	出雲美保関
〃	音作	30	安芸因島椋浦
〃	喜代藏	22	安芸因島土生浦
〃	亀藏	23	安芸因島三ツ庄村
〃	安兵衛	30	安芸瀬戸田島中松村
〃	伊勢吉	26	安芸因島鏡浦
〃	次兵衛	30	長門下関
〃	由藏	24	安芸因島三ツ庄村
炊賄	松岩林	14	安芸因島鏡浦

資料：『白井家文書』上巻（『浦賀奉行所史料』1）

また慶応三年（一八六七）には兵庫津の船大工・大松屋武兵衛によって建造された菱垣廻船の徹見丸も嘉納治作の持船で、その規模は船長五丈一尺五寸、船幅三丈一尺、深さ一丈一尺五寸、実積石数二三〇〇石の大型廻船で、その建造費も実に八五〇両という当時としては注目された大型船であった。

（一八四八）九月二十五日に箱館登りのときに入港していることが確認される。

さて、嘉納治作の持船（おそらく徹光丸と思われる）が、嘉永五年十一月八日に酒をはじめ水油・綿・藍玉・茶・鰹節などの荒荷を積み込み、江戸へ廻送中のところ、同月十四日志摩大王崎で難船し、荷打ちをしてそのまま伊豆の下田湊へたどりついた記録が残されている。それによれば、乗組員は沖船頭以下一六人、沖船頭保藏（安藏）は安芸因島出身であり、そのほか判明する乗組員の出身地は、表227の通りであるが船頭と同じ因島出身者が多い。これは荷打ちで下田湊へ入港したとき、積荷を不正売却したかどで取調べを受け、出身と年齢が明らかとなったものである。沖船頭・楫取と炊^{かしき}以外は、大体二二歳から三〇歳までの若者で占めら

さらに次に述べる亀徳丸は直接本嘉納家の持船であるが、石見浜田外ノ浦の廻船問屋清水屋の「諸国御客船帳」によると、嘉永元年

れている。また一般に乗組員は船頭と同村ないし近隣居住者で占められている例が多く、樽廻船や上方廻船の沖船頭や水主は、安芸因島・瀬戸田や柄など、瀬戸内海地域の出身者が多かったことがわかる。なお前述菱垣廻船歿見丸の場合は一七人乗りで沖船頭は砂太郎といい、やはり安芸因島出身であった。

役名としての沖船頭は、船主によって雇われたもので、航海上また取引上の一切の責任をもった船長のことである。楫取は北前船という表仕^{おもてし}のことで、水路および航海に関する任務担当者である。賄は「岡廻り」とか北前船では「知工^{ちく}」とよばれ、船内の会計事務を担当した。それ以外の水主は一般乗組員で「若い衆」ともよばれ、炊は見習水夫で、炊事・掃除など一切の雑務を担当し、船内での最年少者であった。

亀徳丸の新造・ 亀徳丸の稼働期間は、天保十四年の新造より、万延元年（一八六〇）三月の破船にいたる

作事と稼働状況

一七年間である。そのうち天保十四年五月より嘉永七年九月までは松前・エトロフへの

買積船として活躍し、しかもそのコースも西廻りのみならず、主として東廻り航路をとっている。その後大作事をして安政二年四月から万延元年三月までは樽廻船として運賃積を行っている。こうして前半は買積船として、後半は樽廻船仕建となって運賃積の廻船経営を行っている点で注目される。

そこでまず亀徳丸の新造・作事修復を一覧したが、表²⁸である。天保十四年にこの千二百石積廻船が出帆できるまでに要した作事道具代は合計銀七五貫目余である。ここから新しく廻船経営が始まる。その後嘉永三年に松前登りの節難船し、根本的な大作事を行っている。この七カ年間にあげた廻船徳用銀総計は、表²⁹(1)に示したように六五貫目余であるので、差引き約一〇貫目が未償還のままとなる。

嘉永三年の作事は五月六日の釘初めから六月二十日の船卸しまで約一カ月半を要し、作事に要した費用は

表 228 嘉納治郎右衛門手船亀徳丸の新造・作事修復一覧

年 月	代 銀	備 考
天保14年 4月	貫 匁 50,993.27	1,200石積新乗出し1帆 (元直は46貫720匁, 不足道具作事入用)
	24,414.83	登せ作事道具代
	75,408.10	合 計
嘉永3年 5月	38,376.03	元船小直し造替代(松前行の節難船のため) 棟梁 安右衛門 5月6日 斫 初 航長さ 4丈3尺 5月18日 航 鋸 深 さ 7尺2寸 6月11日 筒 立 腰 当 2丈2尺9寸 6月20日 船 卸
嘉永7年10月 安政2年4月	79,275.54	諸材木代・大工木引・諸釘・鋳代その他
	16,909.30	櫓 の 部
	5,508.50	梶 の 部
	1,161.58	水管・なんば類
	10,525.11	足し道具の部
	113,380.03	合 計
	752.84	熊野屋勘兵衛別段出情持参
	112,627.19	差 引
15,000.00	元船より持来り諸道具代	
	127,627.19	合 計
万延元年 3月		越後城米積のため江戸より東廻りの途中松前にて破船

資料: 天保13年「亀徳丸勘定帳」(「本嘉納家文書」)

三八貫匁余である。先の投下資本は未回収のまま、さらに新たな追加投資を迫られたことになる。

その後、表229(1)の徳用銀をみてみると、嘉永七年十月の阿波塩仕建までの四カ年間に松前・択捉交易によって四八貫目余の徳用銀をあげているので、この段階でようやく、この段階でようやく、ほぼ収支相償なう状態に達したが、結局徳用銀を計上できないままの赤字経営となっている。

ところが嘉永七年(新造後一年経過)になって

第五節 幕末期の海運

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(1)

	仕 建 年 月	行 先	正味徳用銀
第 I 期	天保14年 5月 2日出帆 〃 12月上旬登り	松前行	貫 匁 9,073.25
	天保15年 1月 28日出帆 〃 5月 19日登り	庄内行	632.41
	天保15年 5月 27日出帆 弘化 2年 3月 27日勘定	択捉	6,308.87
	弘化 2年 4月 出帆 〃 4年 2月	松前・択捉・根室・場所 3建運賃	34,054.78
	弘化 4年 4月 18日出帆 〃 5年 2月 23日登り	南部七戸・松前・択捉	30,619.26
	嘉永 1年 6月 登り(初建)	松前行	1,597.28
	嘉永 1年 2番建	松前行	△6,343.91
	嘉永 1年 11月	江戸下り 仙台行 仙台行并に江戸登り	2,967.38 3,335.63 2,233.54
	嘉永 2年 5月 出帆 〃 3年 3月 登り	松前行登りの節、難波にて 荷物刎捨、船主無事	△19,016.36
		7カ年合計	65,462.13
第 II 期	嘉永 3年 6月 25日出帆	松前行	3,749.09
	嘉永 3年 10月 18日出帆 〃 4年 4月 19日江戸登り	酒荷物江戸下し、南部宮 古買積	1,862.25
	嘉永 4年 5月	松前・箱館より択捉	517.33
	嘉永 5年	択捉・箱館より秋登り東 廻り	20,363.21
	嘉永 6年 4月	ヤムクンナイ	(3,335.79)
	〃 6月	択捉より越後新潟商内	(4,992.90)
	〃 10月	越後新潟より松前・箱館 まで米買積	(11,109.05)
	〃 11月	松前・箱館にて買入東廻り 江戸にて売物并に兵庫 にて売物差引勘定 以上 4口合計より諸入用 ・道中遣差引	(19,550.25) 21,939.16
	嘉永 7年 10月	阿波塩仕建	△905.42
嘉永 7年 2月 27日出帆 〃 9月 15日登り	松前行	980.58	
	4カ年合計	48,506.20	

表 229 亀徳丸の稼働状況と徳用銀(2)

	仕建年月	仕建の種類	徳用銀	正味徳用銀
第 II 期	安政2年4月	樽廻船仕建	貫 匁 5,235.29	貫 匁
	〃 5月	〃	4,104.02	
	〃 7月	〃	2,484.17	
	〃 9月	〃	1,839.93	
	〃 12月	〃	4,084.21	
	安政3年2月	〃 (古酒積切建)	3,449.78	20,137.00
	安政3年?	柳原様御城米積 (今町積・西海江戸)	14,930.55	
	〃 7月	樽廻船仕建	3,303.92	
	〃 8月	〃	3,273.91	
	〃 10月	〃	1,270.16	
	〃 12月	〃	3,306.54	
	安政4年2月	金岡様御城米積 手酒運賃*	4,329.75 2,590.00	30,876.44
	安政4年4月	樽廻船仕建	1,441.66	
	〃 6月	〃	787.13	
	〃 9月	〃	4,346.91	
	〃 11月	兵庫城米積 手酒運賃・増運賃**	2,122.53 12,678.70	12,121.94
	安政5年2月	荒荷仕建	2,904.60	
	〃 4月	樽廻船仕建および南 部御廻米, 東廻り	9,058.44	
	〃 10月	樽廻船仕建	△1,263.22	
	〃 11月	〃	2,906.38	
安政6年1月	〃 (難事)	5,545.58	18,035.28	
安政6年4月	越後新潟御城米積	14,070.04	14,070.04	
安政6年10月	樽廻船仕建	2,279.97		
安政7年1月	〃 (番船仕建)	1,559.38		
万延元年3月	〃	△294.80		
3月	越後御城米積みのた め江戸より東廻りの 途中松前にて破船	△7,852.03	△4,624.23	
	5カ年正味徳用銀合計		90,616.47	

(注) *10月建660駄・12月建850駄の手酒運賃 **手酒919.5駄運賃および外様増運賃。△は損失。
資料:「本嘉納家文書」

第五節 幕末期の海運

表 230 亀徳丸の樽仕建勘定 (安政2年12月)

収 入		支 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
灘酒 1,279 駄運賃	貫 匁 9.091.13	水主賃銀, 飯米他	貫 匁 1.995.42
大坂 100 駄差引正味	760	道中諸入用, 瀬取茶船賃	1.608.77
		問屋庭仕舞	391.30
		小廻し賃, 諸仕入物	1.771.43
合 計	9.851.13	合 計	5.766.92

差引徳用銀 4 貫84匁21

資料:「本嘉納家文書」

この船を解体し、新たに銀一二七貫余を投入して新造船を建造していることが、「元船より持来り諸道具代」として一五貫目を計上していることよって判明する(表233)。この建造期間が嘉永七年十月から安政二年四月までで、約半年を要している。

そして安政二年四月以降は、表229(2)に示したように、樽廻船として稼働している。こうした元船の解体による新造船の建造後、従来の東廻り松前・択捉への買積船経営から樽廻船仕建への転換がなされている点に注目しよう。これは新たに一二七貫目を投入して樽廻船を建造したということであり、それは天保十四年の買積船の新造費七五貫目とは比較できないほどの投資であった。

樽廻船亀徳丸 表229(2)に示した亀徳丸第Ⅲ期の活躍は、樽廻船仕の廻船経営 建のそれで、着実に徳用銀を上げ始めていること

がわかる。当時こうした大型廻船は、幕府から年に一度は御城米の運送を義務づけられていたが、亀徳丸も例外ではなく、城米の輸送にあたっている。そのうち安政三年の今町(越後直江津)積御城米仕建の時は西廻り航路をとり、それ以外の越後新潟積の場合には東廻り航路をとっている。

この樽廻船経営としての見地から、安政二年十二月の樽廻船仕建による徳用銀が算出されてくる過程を、亀徳丸勘定帳のなかから整理して、前述「樽廻船経営と帳簿組織」で示した図60によって整理したのが、表230である。このときの徳用銀は銀四貫匁余であった。こうして安政二年四月より万延元年三月までの五カ年間は、年平均五仕建の稼働を続け、その正味徳用銀も平均一八貫を計上している。

そして万延元年三月、いったん樽廻船仕建として江戸へ酒荷を廻送し、その後越後御城米輸送のため、そのまま北上して東廻りで航行の途中、松前沖にて遭難、破船するにいたるのである。

安政二年からこの時までの五カ年間の正味徳用銀は銀九〇貫匁余となるが、嘉永七年の樽廻船への新造船替え費用一二七貫匁余の投下資本は完全に償還できないまま、再び破船の浮き目にあったことになる。

一般に廻船経営における収益率は、かなり高いものであるが、廻船の新建造費には莫大な固定資本への投資を必要とし、さらにこれを維持してゆくためにも多額の作事費・維持費がかかり、そのうえ難船の場合には補修費にかなりまとまった追加投資が必要となる。しかも最悪の場合、破船の危機にもさらされることを考慮してみると、廻船経営も決して安定したものではなかったことが理解できよう。

それ故にこそ、それを必要とする酒造家すなわち荷主の側で、海上輸送の円滑化のために積極的に廻船を所持し、下り酒の輸送体制を支援しなければならなかったのであり、他面海上輸送によって生ずる危険分散の上からも、廻船経営における共同出資としての廻船加入の形態を生み出していったのであろう。

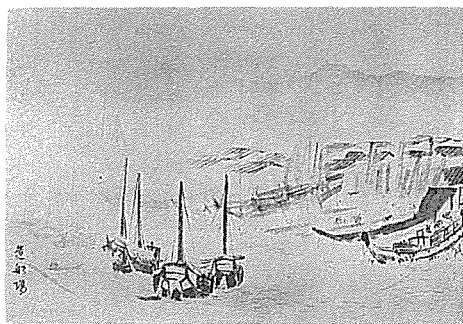


写真 170 兵庫津造船場（若林秀岳画）

3 海上交通の諸相

神戸村浜の船
たて場新設

木造船の船底防護には、当時普通には直接底を焼いて、船虫や腐食から船体を守った。そのため、船底防護のための工事場を船たて場（船焼き場）と呼んでいて、兵庫西出浜でも行われていたが、廻船の多くは讃岐や備後の辺りまで出かけて実施していたという。

神戸村の網屋吉兵衛は、そうした遠隔地へ出向く不便を解消するため、生田川の河口西側に堆積した洲浜に着目して、そこに新しく船たて場を建設する計画をたて、嘉永七年（一八五四）閏七月代官所に出願した。これによって、廻船所有者はもちろん、地元の神戸村も稼ぎ場が増えることになるとして積極的に支援した。堆積洲浜の内側に船入場を建設し、船を導入して底焼きを行うという設計で、船たて場の広さは東西六〇間・南北五五〜三〇間であったという。翌安政二年（一八五五）三月工事は完了し、同二十八日幕府備船のうち西田源十郎船の初焼きを実施した。

しかしこの時の平焼きの方法では、不十分な点が残るとわかって、輪木焼きの方法に改めることになり、同九月その工事も終了し、神戸村五郎兵衛の持ち船で試し焼きを行って成功したという。冥加銀は年一〇〇

奴と定められたが、吉兵衛は、幕府備船のため場としての指定や、付近に同様な船たて場を認可しないよう申請している。

吉兵衛は私財をもってこの工事に努力したが、後には資金が尽き、神戸村が引き継いでいたが、元治元年（一八六四）幕府が海軍操練所をこの洲浜一带に設置した際、その一部に接収されてしまった。慶応二年（一八六六）、兵庫に碇泊中の幕府軍艦黒龍丸の修理問題が起ったときは、兵庫来迎寺前の船入り水路が仮のドックに想定されたが、船入りを工事期間中塞ぐことは日常の船稼ぎに支障をきたすので、地元からの陳情もあり、結局この船たて場が利用されることになったという。

遭難と漂流

上方江戸間を航行していた樽廻船や菱垣廻船は、船倉上部に甲板がなく、舵は木製で大型、帆は主柱一本以外は補助的な小帆があるだけという和船である。したがって激しい風雨にあらうと、荷物の上には覆いがあるが、浸水も多く、積荷を投棄することもしばしば行われたし、舵は破損しやすく、舵がきかなくなると、転覆を避けるために帆柱を切り倒さざるをえなかったという。舵や帆を失うと漂流するしかなく、遭難や漂流も多かった。

当時ではいったん遭難して外国へ漂着したり、外国船に救助されたりすると、何年か苦勞を重ねて帰国できたとしても、まず嚴重な取調べを受けなければならず、場合によっては、軟禁されたまま帰郷できないこともあった。これは周知のように、幕府が日本人の海外への渡航やキリスト教を禁止していたためで、外国の土を踏みキリスト教徒に接触した漂流者というのは、とにかく法にふれたものとして入牢のうえ、取調べを受けなければならなかった。

御影村嘉納屋

欲喜丸の漂流

市域に關係する遭難船のうちから、外交問題と係わつた例を二つとりあげてみよう。一つは文化七年（一八一〇）十二月、紀伊半島沖で遭難した御影村嘉納屋重兵衛の持ち船欲喜丸の例である。欲喜丸は千六百石積みの樽廻船で、乗組員は一六人、上方へ江戸間に就航していた。

その時も、出航の際は通常のごとく酒・砂糖などを積み込んで、文化七年十一月二十二日、江戸へ向けて帆をあげている。途中紀伊大島へ寄港し、十二月五日大島を出航した後暴風雨にあって遭難した。まず舵が折れて操舵不能となり、沈没を避けるため積荷の一部を投棄し、ついには帆柱も切り倒してしまったので転覆の方は免れたが、自航力を失ってしまった。そして漂流することおおよそ三カ月、はるか北方のカムチャツカに漂着している。冬のカムチャツカの自然は厳しく、それから上陸して人家を探しあてるまでの六日間に半数以上の九人が寒さと飢えで死亡したという。ロシア人と接触できた残り七人は、幸い保護をうけて危険は脱したが、身柄の処置については、遠く離れたヨーロッパにある首都から政府の指令を受けなければならず、それが届くのを約一年待ち暮らした。

この間に、測量目的で航海中のロシア軍艦ディアナ号艦長ゴローニンが、国後島で日本側に捕らえられる事件が起こるのである（文化八年六月）。副長のリコルドは、いったんオホーツクに引き返し、対策を検討した結果、日本側との折衝のためには、漂流民送還の名目をたてるのがよいと考え、該当者を探すことにしたという。ちょうどそこへ、この欲喜丸の漂流者と与茂吉らが、政府の送還指示によって、カムチャツカからオホーツクへ送られてきたのである。一行はこの時、凍傷でまた一人が倒れ、六人になっていた。

リコルドはディアナ号に与茂吉ら六人とほかに五郎次も収容、さらに一艦を伴って、国後に来航したが、

文化九年八月のことである。リコルドは、まず与茂吉ら六人を上陸させ、ゴローニンの安否を問う一書を持たせ、なおこの六人とゴローニンらとの交換を口頭で伝えるように依頼したという。六人はもちろん番所に留められて、取調べを受けることになり返答はなされなかった。

リコルドは、ついで五郎次にも同様安否を知らせるよう依頼して上陸させたところ、五郎次は帰艦して、一行はすでに落命したと告げる。しかしリコルドはなおその確かな証拠を求めようとして、かれを再度上陸させたが、結局帰艦せず目的を果たすことができなかった。そのため別に日本船を拿捕しようとしたところへ、たまたま高田屋嘉兵衛の乗った観世丸が行きあうことになるのである。こうして歓喜丸の与茂吉といい、高田屋嘉兵衛といい、この時期の日露両国間の緊張した場面に、神戸にかかわる船乗りが二人まで奇しくも交錯することになった。

与茂吉らはその後松前に移され(十月十七日着)、さらに江戸に送られて、幕府の厳重な監視のもとに再び取り調べられた。取調べが終わって、それぞれ出身地の領主に預けられることになったのは、翌十年五月のことであったという。与茂吉は御影村を領する代官辻甚太郎の屋敷にいったん預けられ、同月二十五日江戸を出発している。

大石村松屋業

もう一例は、偶然にもペリー来航の端緒となった、嘉永三年十月志摩大王崎沖で遭難した

力丸の漂流

大石村松屋八三郎所有の柴力丸である。柴力丸は、千五百石積みの樽廻船でやはり上方へ

江戸間の航路に就いていた。

嘉永三年十月相模浦賀を出帆、帰航についた柴力丸には、沖船頭万蔵ら一七人が乗り組んでいた。伊勢沖

までは順風であったが、二十九日志摩半島大王崎沖まで来て、その夜激しい風雨にみまわれ、柴力丸の場合も舵を損じて防ぎきれなくなり、帆柱を切り倒して転覆を防いだという。以後五〇日ほど太平洋上に漂流して、折よくアメリカ商船オークランド号に遭遇、救助されることになった。オークランド号は、砂糖・茶・小麦粉などを積んで、サンフランシスコへ航行中であつたので、救助された一行もそのままアメリカへ護送された。

翌年二月サンフランシスコへ到着した一行から、帰国希望の要請を受けたアメリカ政府は、弘化三年（一八四六）の東インド艦隊司令長官ビッドルの対日交渉不成功以来、行き詰まっている状況を打開するのに、この漂流者の送還こそ好機会と考えて、漂流者送還を糸口に日本への使節派遣を決定したのである。その命を受けたのが東インド艦隊司令長官ペリーであつた。日本行き艦隊編成は中国到着後として、サンフランシスコからは、セントメリー号が一七人の漂流者を乗せて、嘉永五年二月（一八五二）に、ペリー自身は大西洋岸のノーフォークを一八五二年十一月にそれぞれ出航して中国に向かつた。

日本へ送還されると聞いて喜びのうちに乗艦した一行のうち、まず最も年長の船頭万蔵が、途中ハワイに寄港したとき死亡し、香港に到着したあと、彦太郎（後のジョセフ・ヒコ）・治作・亀造の三人が、一行の世話役でもあつたトーマスに誘われてアメリカへ旅立っていった。残つた一行は、香港でたまたま力松という同じ漂流民で、モリソン号に誘われて帰国に失敗した日本人に会い、アメリカ軍艦での帰国などはとても不可能だと諭される。

モリソン号というのはイギリス船籍で、アメリカ人チャールス・キングが漂流者送還を名目に日本への来

航を試みた船である。その来航が天保八年（一八三七）で、さきに起こった文化三年択捉へのロシア人の襲撃や文化五年のフェートン号事件などで硬化した幕府が、文政八年（一八二五）無二念打払令（天保十三年の薪水給与令で廃止）を出し、外国船への発砲をみとめていた時期にあたっていたので、浦賀でも山川でも砲撃を受けて、上陸はおろか入港さえできなかった。

一行が力松から話を聞いた頃にはすでに打払令は廃止されていたが、幕府のいわゆる鎖国政策には変わりはなく、アメリカと日本にはまだ国交が開かれていなかった。その後一行の乗艦サスケエハナ号が上海に入港したとき、同じモリソン号に乗っていた音吉からも勧められ、一行はついに音吉の世話に頼って日本と国交のある中国の船で帰国することに決心し、艦長の説得に対しても、日本へは帰らないと偽って下艦してしまった。ただ一行のうち千太郎だけは艦に留められ、漂流民送還の糸口にするはずのペリー艦隊には、予定の一七人中一人だけが残される結果となった。

嘉永六年六月、ペリーは浦賀に至り、幕府に対して大統領の親書を受領するよう要求するが、漂流民送還のことには何も触れなかった。ただ翌年再来の時、ようやく事のついでのように千太郎のことを幕府側役人に知らせ、引き合わせたが、千太郎はただ平伏するのみで、結局は下艦することを拒んだという。こうしてペリー艦隊による日本漂流民の送還は、初期の計画に反して一七人のうちのただの一人も実現しなかったことになる。

上海に残った一行は、その後音吉の世話で日本へ出航する中国船の港である乍浦に移り、便船を待つことおよそ一年数カ月、この間に岩蔵が失踪し、ようやく嘉永七年七月中国船源宝に乗り込み帰国の途につくこ

とができた。そして九州の山容を目のあたりにして潮待ちで滞船するうち、安太郎が病死、同年七月二十六日長崎に帰りついて上陸したのは、神戸村の長介・幾松ら九人であった。もちろん長崎奉行所で取調べを受け、十一月二十三日まで留め置かれたという。